

インドネシア原子力規制庁声明

仮訳

日本の福島第一原子力発電所からの処理水放出に関する BAPETEN の声明と姿勢

2023 年 8 月 30 日

005/SP/HM 02/BHKK/VIII/2023

原子力規制庁 (BAPETEN) は、規制の確立、許認可業務、検査の実施という 3 つの柱を通じて、インドネシアにおけるすべての原子力利用を監視する機関である。国際原子力機関 (IAEA) の加盟機関として、BAPETEN は 2023 年 8 月 24 日から日本が福島第一原子力発電所に貯蔵されている処理水の放出を決定したことにに関して、動向を注視している。日本による、トリチウムを含む処理水の海洋放出計画は、放射性廃棄物の処理の一形態と見做すことができる。IAEA の公式ウェブサイトから入手した情報に基づくと、2023 年 7 月 4 日にラファエル・マリアーノ・グロッシー事務局長が日本の岸田文雄首相に提出した公式報告書において、IAEA は**処理水の放出は人体や環境に放射線学的影響を与えない**と発表した。この報告書は 11 カ国の原子力専門家で構成される IAEA タスクフォースによる 2 年近い作業の結果である。このタスクフォースは、世界的な基準である IAEA の安全基準に照らして日本の計画を審査する任務を負った。IAEA の安全基準は、人々と環境を守るための世界的な基準である。

日本が放出する処理水は、トリチウムを除く様々な汚染物質を除去する処理工程を経たものである。自然界におけるトリチウムの存在は、空気分子 (窒素と酸素) と大気中の高エネルギー宇宙線との間の核反応生成物に由来する。トリチウムは、水道水や雨水、そして私たちの体内にも自然に存在する放射性物質である。人工的には、トリチウムは原子力発電所の通常運転中に環境中に放出される放射性物質の一種である。

日本は、**放出される処理水中のトリチウム濃度の上限を WHO が定めた飲料水の基準値 (10,000 Bq/L) の 1/7 に相当する 1,500 Bq/L に定めている**。福島第一原子力発電所の管理者が定期的実施するサンプリングの結果、処理水中のトリチウム濃度は上記基準値を下回っている。

トリチウムの放出は、原子力発電所の運転ではよくみられることである。日本もまた、**年間のトリチウム放出量の上限を、22兆Bq/年と定めている**。これは、世界の原子力発電所の運転時におけるトリチウムの年間平均放出量よりも低い。

日本による処理水の放出プロセスについて、インドラ・グナワン法律・協力・広報局長はBAPETENの代表として、福島第一原子力発電所の管理者が、放出された処理水中のトリチウム含有量が所定の値以下であることを保証できる限り、人間や環境に悪影響を与えることはない、との見解を示した。BAPETENはまた、進捗の監視にも尽力しており、処理水が安全基準を満たせるよう、処理水の放出を監視する上でIAEAや他の世界の原子力規制機関と協力し続けている。

【免責条項】 この日本語訳は、インドネシア原子力規制庁（BAPETEN）による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロジャカルタ事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。原典については、下記をご覧ください。本URLは9月1日時点で有効であることを確認しておりますが、今後URLが変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://bapeten.go.id/upload/52/b09673d89d-sp-05-bapeten.pdf#:~:text=Pernyataan%20dan%20Sikap%20BAPETEN%20atas%20Pelepasan%20Air%20Olahan,di%20Jepang%2030%20Agustus%202023%20No%3A%200005%20FSP%20FHM%2002%20FBHKK%20FVIII%202023>